

長崎地方裁判所

裁判長 須 田 啓之 様

原爆被害の実態を直視し、公正な判断を行なって下さい。

原爆被害の実態から目をそらし、原爆症認定のあり方を不当にねじまげてきた厚生労働省の対応にがまんできなくなった被爆者が、その是正を求めて全国各地で訴えを起こしてから 5 年が経過しました。この間に相次いで出された地裁・高裁での判決は、いずれも厚生労働省の原爆症認定のあり方をきびしく批判し、多くの被爆者が受けた却下処分を取り消したのです。

裁判での連続した敗訴と沸き起こる世論の批判に、さすがの厚生労働省もこれまでの「審査の方針」を破棄し、ことし（2008 年）4 月から「新しい審査の方針」による認定審査を始めたのですが、これも、これまでの各地の地裁、高裁の判決を踏まえたものとはなっておらず、この長崎地裁でも 16 名が貴裁判所の判断を求めて争っております。

私たちは、「ふたたび被爆者をつくらない」ためにも、原爆の被害を狭く小さくとらえてはならず、原爆被害に苦しむ被爆者を放置してはならないと考えます。

こうした私たちの思い、被爆者の願いをご理解頂き、原爆被害の実態を直視し、公正なご判断を下されますよう、ここに要請いたします。

氏 名	住 所

原爆症認定集団訴訟を支援する会・長崎

〒852-8115 長崎市岡町 8-20 TEL 095-844-0958